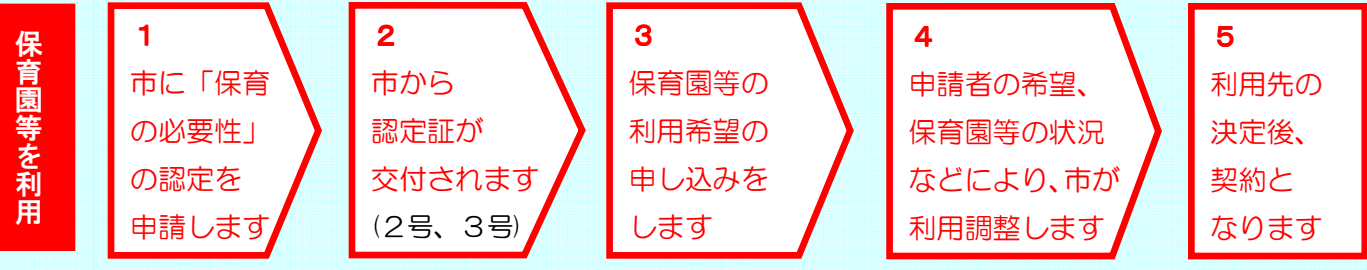
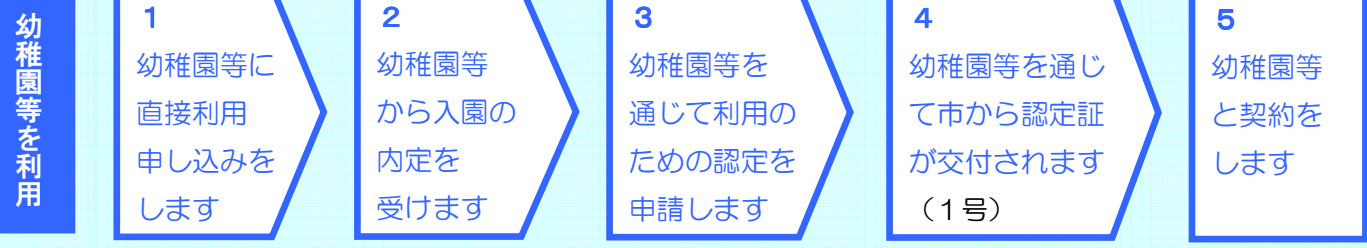


# 子ども・子育て支援新制度

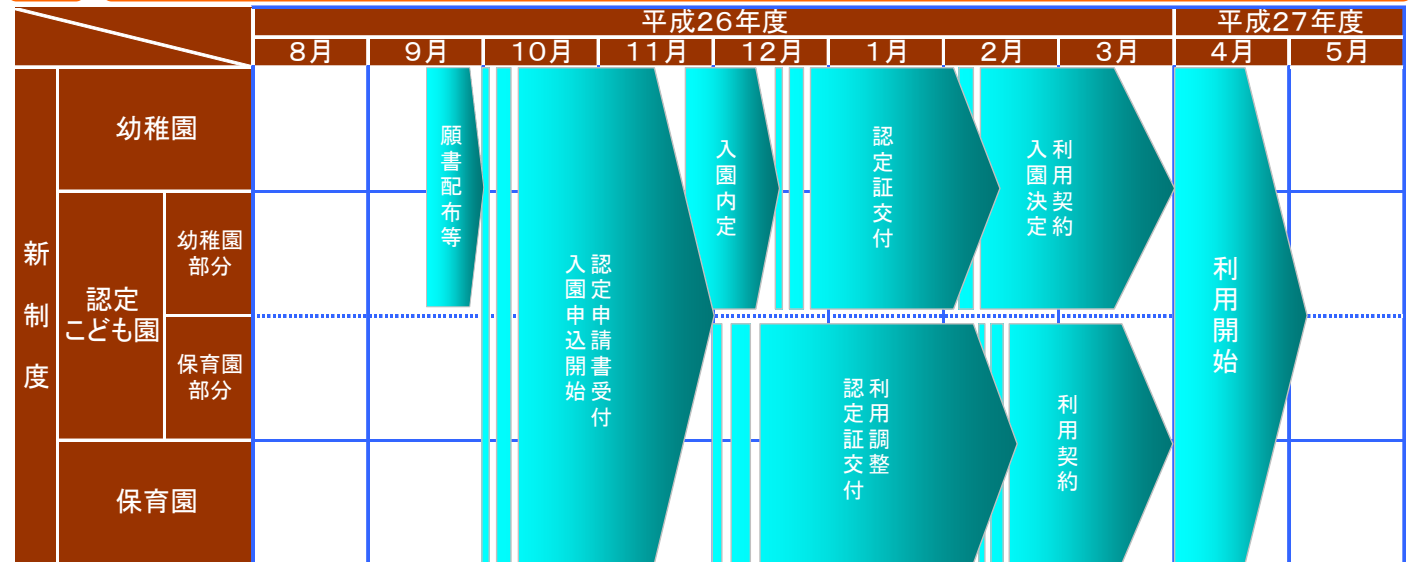
～平成27年度から小学校就学前の教育・保育の制度が変わります～



同時に手続きが可能

- ※ 認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号・3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。
- ※ 契約・利用者負担の支払先は、利用する施設によって異なります。
- ◆ 幼稚園・認定こども園を利用する場合… 利用者は、各園と契約し、利用者負担も各園へ支払います。
- ◆ 保育園を利用する場合… 利用者は、長野市と契約し、利用者負担も長野市へ支払います。
- ※ 新制度に移行しない幼稚園については、従来どおりの手続きとなります。

## 7 入園までのスケジュールは？



※ 新制度に移行しない幼稚園については、従来どおりのスケジュールとなります。

### お問い合わせ先

- 子ども・子育て支援新制度全般に関すること  
長野市こども未来部 子ども政策課 企画調整担当 ☎026-224-6796 FAX 026-224-7648
- 幼稚園、認定こども園、保育園に関すること  
長野市こども未来部 保育課 運営担当 ☎026-224-8031 FAX 026-264-5355
- 詳しい内容を知りたい方は  
<http://www8.cao.go.jp/shinseido/index.html> 内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

平成26年7月 作成 [本資料の内容は、今後、国の定める基準等により変更する場合があります。]

## 1 新制度のねらいは？

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づく新制度は、新たな仕組みを構築し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくものです。

## 2 幼稚園・認定こども園・保育園はどう変わるの？

【新制度における入所選考・利用時間・保育料の変更点】

現行制度	入所選考 (利用調整)	利用時間	保育料の決定	新制度	入所選考 (利用調整)	利用時間	利用者負担 (保育料) の決定
幼稚園		4時間を基準に各園で定める教育時間 ※預かり保育あり	各園が独自に設定 ※市は就園奨励費を補助	幼稚園 (新制度には移行しない園 = 現行どおり)	各園が選考	4時間を基準に各園で定める教育時間 ※預かり保育あり	各園が独自に設定 ※市は就園奨励費を補助
認定こども園	各園が選考	【幼稚園部分】 4時間を基準に各園で定める教育時間 ※預かり保育あり	【幼稚園部分】 各園が独自に設定 ※市は就園奨励費を補助	幼稚園 (新制度に移行する園)	定員を上回る希望があった場合には、各園が選考 (※原則として、施設側に応諾義務あり)	4時間を基準に各園で定める教育時間 ※一時預かり保育あり	市が所得の状況に応じて利用者負担を決定
		【保育園部分】 原則として8時間 ※延長保育あり	【保育園部分】 認可保育園を参考に各園が独自に設定			【幼稚園部分】 4時間を基準に各園で定める教育時間 ※一時預かり保育あり	
保育園	必要に応じて市が基準に基づき利用調整	原則として8時間 ※延長保育あり	市が所得の状況に応じて決定 [前々年分または前年分の所得税額をもとに算定]	認定こども園	【幼稚園部分】 定員を上回る希望があった場合には、各園が選考 (※原則として、施設側に応諾義務あり)	【幼稚園部分】 4時間を基準に各園で定める教育時間 ※一時預かり保育あり	[前年度分または当年度分の市民税額をもとに算定]
						【保育園部分】 必要に応じて市が基準に基づき利用調整	
保育園	必要に応じて市が基準に基づき利用調整			保育園		●「保育標準時間」 最長11時間までの利用 ●「保育短時間」 最長8時間までの利用 ※延長保育あり	

…変更部分

※各幼稚園が新制度に移行するか、引き続き現行のままかについては、入園申込の時期(10月)までに、入園案内等を通じて、お知らせします。

## 3 入園条件は変わるの？

- ★ 幼稚園・認定こども園で教育を受ける場合  
満3歳以上のお子さんは、保育の必要の有無に係わらず幼稚園や認定こども園の教育が受けられます。
- ★ 保育園・認定こども園で保育を受ける場合  
お子さんが保育園や認定こども園で保育を受ける場合は、次のいずれかの事由に該当することが必要です。(下線は新制度で新しく追加された事由)

### 保育を必要とする事由

- ① 就労(フルタイムのほか、パートタイムなど基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く))
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護(兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護)
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合  
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度を調整することがあります。

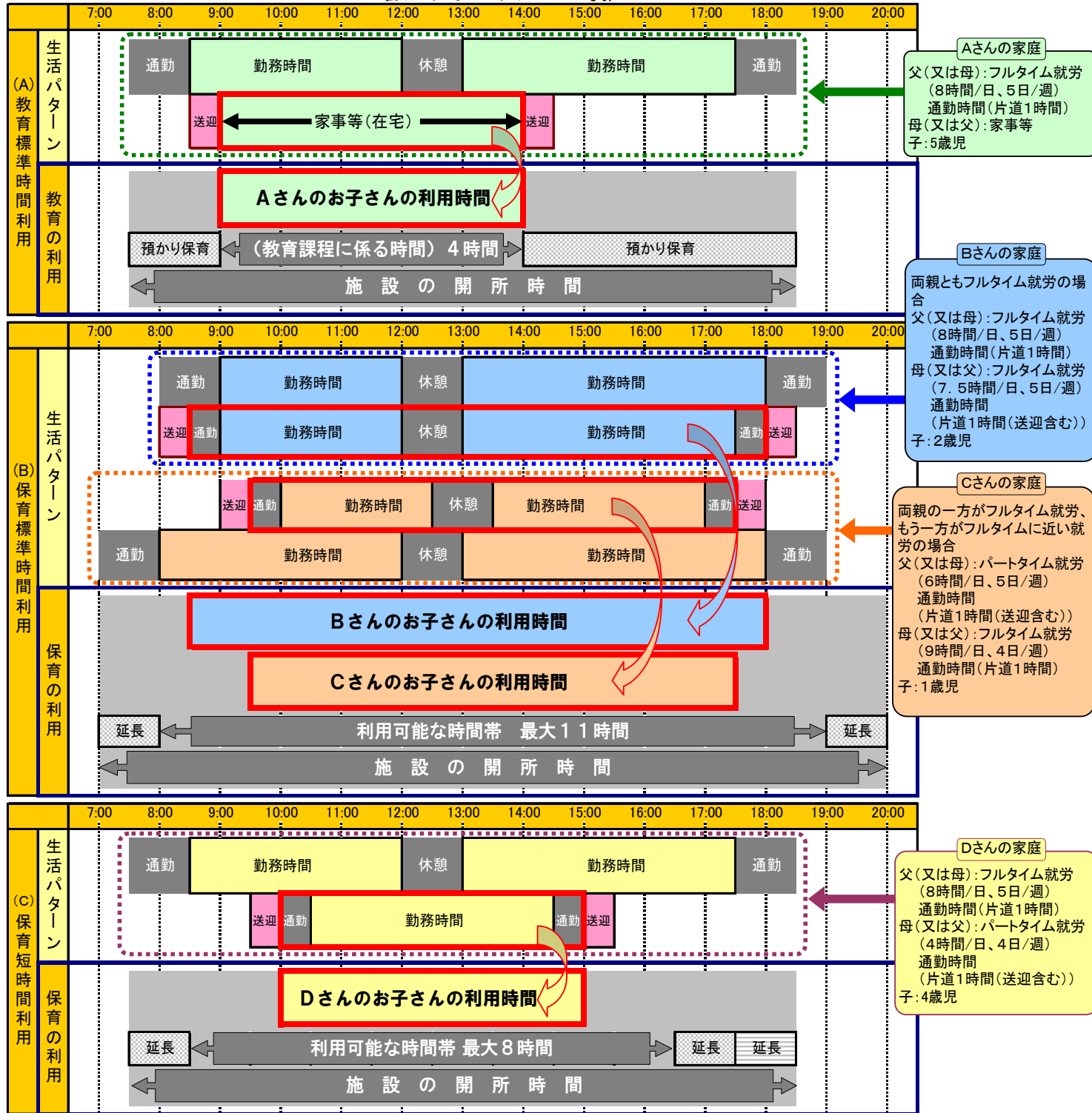
4 幼稚園・認定こども園・保育園の利用時間は変わるの？

- ★ 幼稚園・認定こども園で教育を受ける場合  
(A) 4時間を基準に各園で定める時間（教育標準時間利用）  
※上記を超える時間は、一時預かり保育事業で対応
- ★ 保育園・認定こども園で保育を受ける場合  
(B) 両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合 … 最長11時間（保育標準時間利用）  
(C) 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合 … 最長8時間（保育短時間利用）

1か月当たりの就労時間（予定）  
・ 保育標準時間利用 月120時間以上  
・ 保育短時間利用 月64時間以上

※いずれの場合も、上記を超える時間は、延長保育を実施  
※「保育標準時間」と「保育短時間」の区分は、ご家庭の状況によって決まります。  
【ご家庭の就労形態パターンによる教育・保育の利用イメージ】

（1日のタイムスケジュール例）

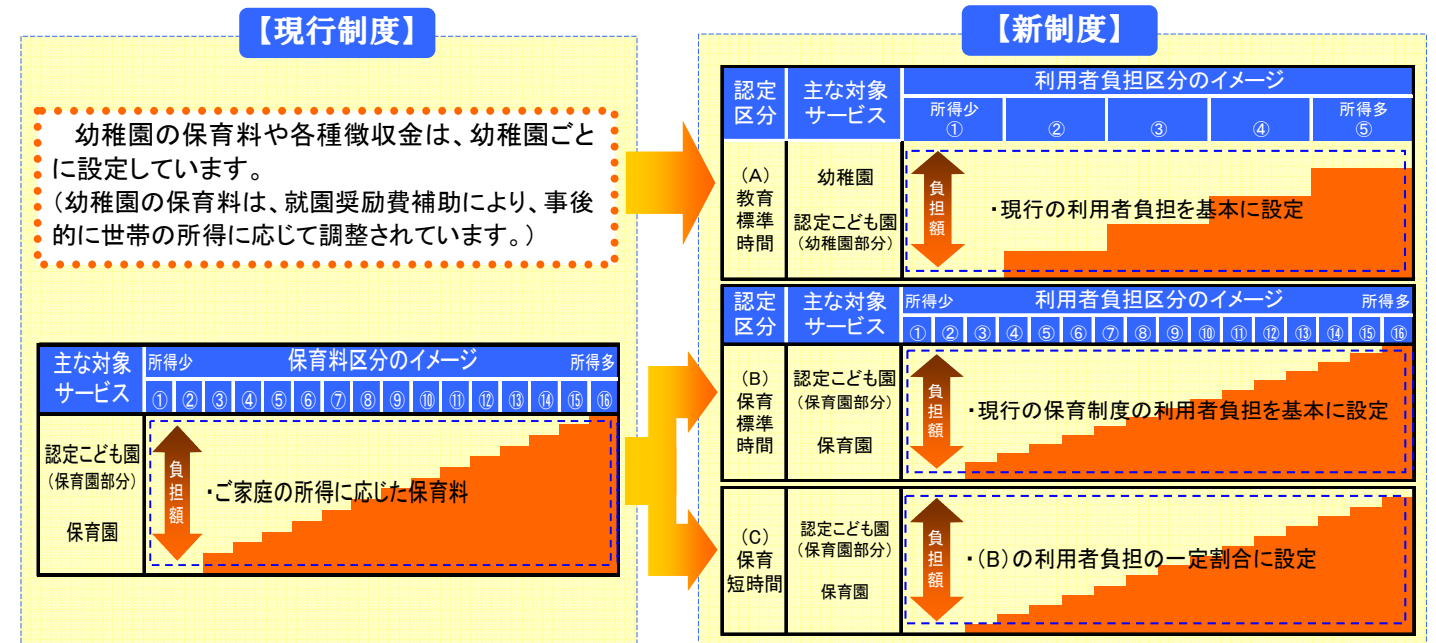


※開設時間は、施設ごとに異なります。

5 保護者の負担は変わるの？

（新制度では、従来の保育料が「利用者負担」という名称に変更となります。）

- ★ 幼稚園を利用する場合・・・現在は、所得に係わらず各園が決めた保育料を支払い、世帯の所得に応じた市からの補助（年度後半）により、さかのぼって保育料が調整されていますが、新制度に移行する幼稚園では、市が設定した世帯の所得に応じた利用者負担を支払っていただくことになります。  
※新制度に移行しない幼稚園は、現行どおりで変わりありません。
- ★ 認定こども園を利用する場合  
◆幼稚園部分の利用者・・・現在は、所得に係わらず各園が決めた保育料を支払い、世帯の所得に応じた市からの補助（年度後半）により、さかのぼって保育料が調整されていますが、新制度では、市が設定した世帯の所得に応じた利用者負担を支払っていただくことになります。  
◆保育園部分の利用者・・・現在は、認可保育園を参考に各園が決めた保育料を支払っていただいていたのですが、新制度では、次の保育園の利用者負担と同額になります。
- ★ 保育園を利用する場合・・・現在の保育料と同様に、お子さんの年齢、世帯の所得に応じた段階的な保育料を市が設定する点では変わりませんが、新制度では、新たに「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分の利用者負担が設定され、利用区分に応じた利用者負担を支払っていただくことになります。



※具体的な利用者負担の額については、現行水準を基に、入園申込の時期（10月頃）までにお示しします。

6 入園手続きはどうなるの？

入園手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、来年度に幼稚園、認定こども園又は保育園を利用いただくためには、すべての保護者の方に新たに認定を受けていただく必要があります。  
※新制度に移行しない幼稚園に入園する場合は、認定を受けていただく必要はありません。

★ 3つの認定区分

- 1号認定 教育標準時間認定**  
お子さんが**満3歳以上**で、教育を希望される場合  
利用先 幼稚園、認定こども園
- 2号認定 満3歳以上・保育認定**  
お子さんが**満3歳以上**で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合  
利用先 保育園、認定こども園
- 3号認定 満3歳未満・保育認定**  
お子さんが**満3歳未満**で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合  
利用先 保育園、認定こども園